

社会福祉法人聖母会高齢者介護総合センター聖母の園 指定介護予防短期入所生活介護事業所重要事項説明書

1 運営法人の概要

名 称	社会福祉法人 聖母会
代表者氏名	塩塚 俊子
法人本部所在地	〒161-0032 東京都新宿区中落合2丁目5番地1号
連絡先	TEL 03-(3954)-5061 FAX 03-(5996)-6810
実施事業の概要	指定介護老人福祉施設・養護老人ホーム・指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護・指定居宅介護支援事業所・指定通常規模型通所介護・指定介護予防通所介護・指定認知症対応型通所介護・指定訪問介護・指定介護予防訪問介護・高齢者食事サービス・地域包括支援センター・保育施設・総合病院・診療所・助産施設・養護施設・生活困窮者及び相談事業等

2 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人聖母会 高齢者介護総合センター聖母の園 指定介護予防短期入所生活介護事業所
施設の所在地	〒245-0063 神奈川県横浜市戸塚区原宿4丁目35番3号
連絡先	TEL 045-(851)-6053 FAX 045-(851)-6212
事業者指定番号	1471000040
管理者	福田 明広
利用定員	6名（短期入所生活介護の定員以内）

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会福祉法人聖母会が運営する高齢者介護総合センター聖母の園で行う指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態の高齢者の家族に代わって当該要支援状態の高齢者を一時的に支援する必要がある場合、要支援状態の高齢者およびその家族からの依頼を受けて、当該要支援状態の高齢者を短期的に聖母の園指定介護予防短期入所生活介護事業所に入所させて、支援を行い、家族等の負担の軽減をはかり、要支援状態の高齢者及びその家族を支援することを目的とします。
施設運営の方針	1. 事業所は、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行います。 2. 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体

	<p>性な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めます。</p> <p>3. サービスの提供に当たっては、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮します。</p> <p>4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。</p>
--	---

4 施設の概要

(1) 居室

居室の種類	室数	備考
個室部屋（一人部屋）	4 室	従来型個室
2 人 部 屋	1 室	多床室
4 人 部 屋	1 室	多床室
居室の概要	事業所は上記の居室を設備しています。入所申込み時に御希望居室を明示ください。	
居室の変更	要支援状態の高齢者や代理人から居室変更の希望申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所で可否を決定します。また、要支援状態の高齢者の心身状況等により居室を変更する場合があります。その際には、要支援状態の高齢者や代理人等と協議のうえ決定するものとします。	
居室の利用にあたってご負担いただく費用	<ul style="list-style-type: none"> ・個室 室料及び光熱水費相当 ・多床室 光熱水費相当 ※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、要支援状態の高齢者に別途利用料金をご負担いただきます。	

(2) 主な設備

設備の種類	室数	備考
食 堂	1 室	
第二食堂（特養ロビー）	1 室	
機能訓練室	1 室	〔主な設置機器〕 平行棒・マット・肋木
一 般 浴 室	1 室	手動リフト式入浴装置
中 間 浴 室	1 室	電動リフト式入浴装置
機 械 浴 室	1 室	特殊浴槽 1 台
医 務 室	1 室	

5 職員体制（主たる職員）

（１）職員配置数（介護老人福祉施設併設）

職 種	指定基準
管 理 者	1名
副 施 設 長	1名（指定基準外）
事 務 員	2名（指定基準外）
生活相談員	1名以上
介 護 職 員	25名以上
看 護 職 員	3名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護支援専門員	1名以上
管理栄養士	1名以上
調 理 員	必要数
医 師	1名

※事業者は指定基準以上の人員配置をすることとします。

（２）職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制
施 設 長	正規の勤務時間帯 AM9：00～PM6：30
副 施 設 長	正規の勤務時間帯 AM9：00～PM6：30
事 務 員	正規の勤務時間帯 AM9：00～PM6：00
生活相談員	正規の勤務時間帯 AM9：00～PM6：30
介 護 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番 AM7：30～PM4：45 ・日勤 AM9：30～PM7：00 ・夜勤 PM5：15～AM9：45（3名体制）
看 護 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番 AM8：00～PM5：00 ・日勤 AM9：30～PM6：30 ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 AM9：00～PM6：30
管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・日．月 AM9：00～PM6：00 ・火～土 AM9：00～PM6：30
調 理 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番 AM5：30～PM3：00 ・日勤 AM8：30～PM6：00 ・遅番 AM10：00～PM7：30

6 事業所サービスと利用料金

事業所では、要介護者に対して以下のサービスを提供します。

- （１）利用料金が介護保険から給付されるサービス。
- （２）利用料金の全額を入所者に負担いただくサービス。

7 事業所サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。（ただし、食費は給付対象外です。） 食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 AM 7:30～AM 9:00 昼食 AM 11:30～PM 12:30 夕食 PM 5:30～PM 7:00
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の心身の状況や排泄状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排泄の介助等について適切な方法により実施します。 「おむつを使用せざるを得ない」場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排泄状況を踏まえて実施します。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 週2回の入浴または清拭を行います。 入浴の実施に当たっては利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ、適切な方法により実施します。 機械浴 月・木曜日又は、水・日曜日 リフト・一般浴 火・金曜日 デイケア浴 水・日曜日
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は、週1回実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員等による要支援状態の高齢者の状況に適合した機能訓練を日常生活の中で行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。

<p style="text-align: center;">健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の健康状態を的確に把握し、個々の疾病や障害に応じて対応します。 ・利用期間中に病状の急変等、緊急時必要な場合に、主治医や嘱託医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぐとともに、ご家族に報告します。 ・要支援状態の高齢者が外部の医療機関に緊急時以外に通院する場合は、その介添えは家族への付き添いを依頼する場合があります。 <p>(当施設の嘱託医師) 病院名：聖母の園クリニック 氏 名：今村 則江 診療科：内科</p>
<p style="text-align: center;">相談及び援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、要支援状態の高齢者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口) 生活相談員 阿部正太・齊藤忠</p>
<p style="text-align: center;">送迎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施地域は、戸塚区（原宿、小雀町、影取町、俣野町、東俣野町、深谷町、汲沢町、戸塚町）、栄区（田谷町、金井町、長尾台町）、泉区（中田西、中田南、和泉町一部）。身体状況等の事情により来園が困難な場合等に、入退所時の送迎を行います。予約受付の際に御希望ください。
<p style="text-align: center;">介護保険給付 サービス料金</p>	<p>別紙(高齢者介護総合センター聖母の園介護予防短期入所生活介護料金表)によって、入所者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事・滞在費に関わる自己負担額の合計金額をお支払いください。(サービス利用料金は、入所者の要介護度に応じて異なります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。 ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、要介護者の負担額を変更します。

(2) 保険給付外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。

サービスの種別	内 容
<p style="text-align: center;">食費・滞在費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食費・滞在費は別紙(高齢者介護総合センター聖母の園介護予防短期入所生活介護料金表)に定める基準費用額とします。(但し、滞在費、食費は所得に応じて補足的給付が介護保険から給付されるので、負担限度額認定(補足的給付)を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします)

理髪・美容	<ul style="list-style-type: none"> 毎月2回ビューティヘルパー横浜の出張による理髪サービスを利用いただけます。 (1回2,000円+税、ベッドサイド2,300+税)
日常生活品の購入代行	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。毎月2回木曜日に買い物日として設けています。
訪問販売	<ul style="list-style-type: none"> 不定期ですが訪問販売をご利用いただけます。 (お菓子・果物等)
日常生活品の購入代行サービス	<ul style="list-style-type: none"> 購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
特別な食事	<ul style="list-style-type: none"> 要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	<ul style="list-style-type: none"> 喫茶コーナー利用代金 (玄関ロビー 一杯100円) 日常生活品の購入代金 レクリエーション費用 クラブ活動費用

8 身体拘束等行動制限の禁止

身体拘束等行動制限の禁止の取り組み	<p>サービスの提供にあたって、当該入所者又は他の入所者等の生命及び身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、入所者の行動を制限する行為をしません。また、要支援状態の高齢者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、身体拘束を行わない介護をするために身体拘束等行動制限についての取り扱い要綱にそって施設全体で取り組みます。</p>
-------------------	---

9 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援	<p>高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが重要であり、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、必要な措置を講じることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭における養護者による高齢者虐待を発見したとき(高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合)。 施設等の職員は、自分が働いている施設等で高齢者虐待を受けた高齢者を見つけたとき(高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合)。
------------------------	--

10 急変時及び緊急時等における対応方法

急変時及び緊急時等における対応方法	<ol style="list-style-type: none">1. 事業者は、入所期間中に入所者の病状に急変が生じた場合は、医師及びその利用者の家族に連絡をする等の必要な措置を講じることとします。2. その他の緊急事態が生じたときは、速やかに管理者、市町村に報告をし、その入所者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じることとします。
-------------------	--

11 事故発生時

事故発生時の対応	事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、要支援状態の高齢者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じることとします。
----------	--

12 感染症の対応

感染症の対応	事業所は、感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には迅速で適切な対応を図ることとします。
--------	---

13 衛生管理

衛生管理	事業所は、食中毒等の発生防止に努め、必要な業務体制を整備します。
------	----------------------------------

14 秘密の保持

秘密の保持	<ol style="list-style-type: none">1. 事業所は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密については、入所者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。2. 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、従業者の雇用内容とします。
-------	--

15 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱い	<ol style="list-style-type: none">1. 事業所は、保有する入所者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護に努めます。2. 事業所は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。
-----------	---

16 苦情等申立先

当事業所のサービスに関する苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-851-6053
FAX 番号	045-851-6212

苦情解決責任者	特養・短期（予防）入所施設長 福田 明広
苦情受付担当者	生活相談員 阿部 正太・齊藤 忠
苦情対応委員	各部署主任
第三者委員の設置	苦情解決にあたって社会性、客観性を確保し、要介護者等の立場や特性に配慮して適切な対応を行うため第三者委員会を設置し、必要に応じて報告を行い、改善に努めることとします。
その他	苦情については、苦情受付担当者、苦情解決責任者及び苦情対応委員が対応します。不在の場合でも対応した者が必ず苦情受付担当者、苦情解決責任者及び苦情対応委員に引き継ぎます。
公的機関においても、次の機関において相談、苦情等の問い合わせができます。	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課 電話番号 045-671-3923 FAX 045-641-6408 ・戸塚区福祉保健センター（サービス課） 電話番号 045-866-8452 FAX 045-881-1755 ・神奈川県国民健康保険団体連合（国保連） 電話番号 045-329-3447 FAX 0570-033110

17 安全対策担当者

組織的に安全対策を実施する体制を整備する為、外部の研修をけた安全対策担当者を専任・配置します。

安全対策担当者	生活相談員 阿部 正太
---------	-------------

18 協力医療機関

医療機関の名称	医療生協かながわ生活協同組合 戸塚病院
所在地	横浜市戸塚区汲沢町1025-6
電話番号	045-864-1241
診療科	内科、神経科、整形外科、外科、眼科、泌尿器科 リハビリテーション科、
入院設備	ベッド数計111床

医療機関の名称	社会福祉法人 聖テレジア会 聖テレジア病院
所在地	鎌倉市腰越1-2-1
電話番号	0467-32-4125
診療科	内科、整形外科、リハビリテーション科
入院設備	ベッド数計149床

医療機関の名称	あおぞら歯科医院
所在地	大和市大和南1-12-22-1F
電話番号	046-260-6010
診療科	歯科往診

19 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「高齢者介護総合センター聖母の園 消防計画書」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	ファミリー第2戸塚と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「高齢者介護総合センター聖母の園 消防計画書」にのっとり年3回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉 シャッター	15個所
	非難階段	3個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	各所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：令和元年6月 防火管理者：安齋 崇之			

20 事業所ご利用の際に留意いただく事項

予約受付日時	午前9時～午後5時（日曜日と12月30日～1月3日を除く日）。
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用開始日の2カ月前の1日に聖母の園指定申込書に記入しFAX送信にて受付とします。
入所時の面接	入所受け入れ時には要支援状態の高齢者またはその家族と複数の職種（生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士）による面接を実施し、適切な健康管理と介護サービスが提供されるよう、十分な情報収集を行います。
来訪・面会	来訪者は、面会時に、必ずその都度届出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。事業所への入館時間帯は午前9時から午後7時までとします。ただし予め連絡があり、事業所が認めた場合は除きます。

外出・外泊	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	受診する場合は、その介添えについてできるだけ配慮しますが、家族への付き添いを依頼する場合があります。
居室・設備器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名_____氏名_____）から上記重要な事項の説明を受け同意し、重要事項説明書を受領いたしました。

令和_____年_____月_____日

利用者 住所_____

氏名 _____ 印

利用者の家族等 住所_____

氏名 _____ 印

続柄_____

注 介護予防短期入所生活介護サービス利用契約における、事業所使用の際の留意事項を含みます。